

建設から23年、町の唯一の総合体育施設

B&G海洋センター大規模改修へ

B & G 財団の助成決定

5月13日に総合文化センターでB & G海洋センターの修繕に対する助成決定書授与式が行われ、公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団より古山透常務理事が来町され、松井町長へ修繕助成決定書を授与しました。当日は積丹町議会議員や社会教育委員、海洋センター運営委員会委員など、関係者36名が出席しました。

B & G海洋センターは平成2年の開設以降、スポーツレクリ

エーション活動や健康づくりのための社会体育施設として町民の皆さんにも欠かせない施設となつていますが、建設より23年が経過した現在では経年劣化も著しく、外壁や屋根、軒などの損傷により、近年防災意識や安全志向の高まりが広がる中で、利用する方々の『安全性』にも大きな課題を抱えている現状がありました。これまでも町で数々の小・中規模修繕や突発的修繕を町の単独予算等で可能な限り計画的に実施してきましたが、大規模な修繕は町単独の予算では困難であり、早急な修繕及び更新に係る助成の要望を重ねてきました。

町のスポーツや社会教育の拠点としてなくてはならない当施設にとつて助成金の決定は非常に大きな意味があり、今後も今回修繕が行えなかつた箇所についての助成の要望を行っていきます。



▲大雪の影響などで落下している軒天ボード

破片が崩落している
▼正面玄関前の柱



修繕箇所は次のとおりです。

- ・**体育館の屋根**
日常的に雨漏りが見受けられる
- ・**体育館外壁**
損傷が激しくコンクリート破片が落下している
- ・**体育館軒天**
近年の大雪の影響で破損が著しい
- ・**体育館照明**
経年劣化により光量の低下等が見られ、かつ省エネ化のためにLED照明への移行が急がれる

公 表

監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定により行った、平成24年度に係る監査の結果を同条第9項の規定により公表する。
平成25年5月22日

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項に基づく監査

2 監査対象課及び監査実施期間と試査の範囲

(1) 監査実施期間

監査は平成25年5月17日の1日間で実施した。

(2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までに契約事務の完了した公有財産購入費のうち、1件10万円以上のもの。(平成23年度繰越明許費を含む。)

(3) 監査実施課、実施件数及び金額。

対象課等	対象科目	監査実施件数 公有財産購入費(件)	金額(円)
企画課		3	8,585,236
教育委員会		1	1,506,750
計		4	10,091,986

積丹町監査委員 佐々木 登
積丹町監査委員 葛西 敏夫

3 監査の実施方法

この監査の実施にあたっては、一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠し、関係法令に基づき適正かつ効率的に予算の執行がなされているかどうか主眼を置き、あらかじめ対象となる課や委員会から予算執行状況や契約実績等に係る資料の提出を求めるとともに、諸帳票類その他の財務関係書類について抽出により審査を行い、あわせて関係職員から説明を受け、その内容を確認する方法により実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、監査実施件数4件について、財務に関する事務は適正に執行されているものと認められた。

今後においても関係法令等を遵守し適切な執行に努められたい。

長年、消防団活動の推進に尽力

消防庁長官表彰
日本消防協会表彰
吉田敏文さん（野塚町）
小原一雄さん（入舸町）

長年にわたり消防団員として在職し、その功績が顕著である方に贈られる、平成24年度消防長官表彰【永年勤続功労賞】に前北後志消防組合積丹消防団第5分団長の吉田敏文さんが、また、日本消防協会定例表彰【功績賞】に同消防団副団長の小原一雄さんがそれぞれ受賞され、5月9日に北後志消防組合本部（余市町）で伝達されました。

日本消防協会定例表彰【勤続賞】をこの他に第4分団（日司）の次の6名の方々が受賞されました。

- 中村 重昭さん 須田 勝則さん
- 山野 博行さん 加納 好規さん
- 佐藤 完治さん 與坂 司洋さん



▲小原一雄副団長

平成25年 第2回町議会臨時会

議会ニュース
平成25年第2回町議会臨時会が5月1日に招集され、同日閉会しました。そのあらましについてお知らせします。

歳入歳出予算の総額に入舸町自治会のイベント用音響資材購入費助成(自治総合センター・コミュニティ助成事業交付金)260万円を計上するために、歳入歳出それぞれ260万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,772万6千円とするものです。

(原案可決)

議案第3号

財産の取得について

災害時の戸籍の保全や個人情報保護等により行政サービスの向上に資するため、戸籍の電子化システム一式を財産(動産)として取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

(原案可決)

議案第4号

財産の減額譲渡について

美国川河川改修事業に伴う移転対象者1名から、既計画分譲町有地の売渡しを求める申し出があり、積丹町美国川河川改修移転対象者支援対策事業の一環

として減額譲渡処分するにあたり議会の議決を求めるものです。

(原案可決)

議案第5号

積丹町税条例の一部を改正する条例について

積丹町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

一部を改正する条例について

平成25年度税制改正のための、地方税法の一部改正により、積丹町税条例並びに積丹町国民健康保険条例の関係条文規定の一部を改正するものです。

(原案可決)

町政報告概要

また、臨時会の冒頭、松井町長から「国の無償貸付消防車両等の配備決定」についての町政報告がありました。

「国の無償貸付消防車両配備決定」は全道33消防団から要望があった中、道内の5消防団(高額仕様Aタイプ・3消防団、仕様Bタイプ・2消防団)の一つとして、当町消防団への高額仕様Aタイプの配備が決定されたものです。車両及び資機材は第一分団に

配備される予定であり、同消防団としては、更に当町での活動に即した仕様として車両に改良を加えたいとの意向もあるため、過疎対策事業債を活用した補完的な改良整備の実施などについて、道との協議を進め、詳細が決定次第、所要の補正予算措置などを講じたいと考えています。

今月の納税

納期内完納にご協力ください

固定資産税 第1期
軽自動車税 全期

納期限

5月31日

北海道国民健康保険
診療施設連絡協議会
「北診の輪 第29号」
積丹町国保診療所
高橋壯之祐 所長
寄稿文
「道南開拓の歴史と
積丹町のこと」
が掲載されました！
診療所待合室で
読むことができます

